

令和5年度スポーツを通じた被災地交流事業（岩手県企画）  
催行等業務委託 実施要領

この要領は、スポーツを通じた被災地交流事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、令和5年度スポーツを通じた被災地交流事業（岩手県企画）（以下「岩手県企画」という。）の催行等に関する業務を委託するに当たり、応募者を広く募集し、受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

(1) 件名

令和5年度スポーツを通じた被災地交流事業（岩手県企画）催行等業務委託

(2) 履行場所

実行委員会が指定する場所

(3) 委託業務の内容

令和5年度スポーツを通じた被災地交流事業（岩手県企画）催行等業務委託仕様書のとおりとする。

(4) 契約期間

契約確定の日の翌日から令和5年12月28日まで

2 契約方法

希望制指名競争入札

3 希望申請要件

希望申請する者は、以下の(1)～(12)の要件をすべて満たしていること。なお、希望申請届の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。

(1) 以下の①又は②のいずれかの要件にあてはまる者であること。

①東京都競争入札参加資格者一覧に登録されていること。

東京都競争入札参加資格者一覧において、営業種目190「その他の業務委託等」のうち取扱品目01「旅行」のA又はBの等級に格付けされていること。

②岩手県内の公的機関（官公庁・公共団体等）が発注する類似の旅行業務を実施した実績があること。

(2) 法人格を有すること。

(3) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれに類する事業拠点を有し、岩手県企画の実施について、実行委員会（岩手県）の要求に応じて即時に岩手県庁に来庁し、対応できる体制を整えていること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であ

ること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中でないこと。
- (8) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (9) 希望申請を行う日から指名等通知を行うまでの期間に、東京都の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (10) 希望申請を行う日から指名等通知を行うまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (11) 希望申請を行う日から指名等通知を行うまでの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者（東京都物品買入れ等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に該当する者）は入札に参加できません。

#### 4 希望申請方法

「3 希望申請要件（1）①」の要件により希望申請する者は様式1-1「希望票」を、「3 希望申請要件（1）②」の要件により希望申請する者は様式1-2「希望票」を次のとおり電子メールで提出すること。なお、それぞれ希望票に記載されている附属書類を合わせて提出すること。

提出先：スポーツを通じた被災地交流事業実行委員会事務局

(東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部スポーツ課内)  
住所：〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話：03-5320-7714  
電子メール：keiyaku\_hisaichikouryu@section.metro.tokyo.jp

5 希望申請期間

令和5年6月22日(木)10時から令和5年6月27日(火)17時まで

6 質問等(予定)

実施要領及び仕様書についての質問は、以下の期間内に受付・回答する予定ですので、様式2「質問票」により、メールで送付してください。なお、口頭での質問は一切受け付けません。

(1) 質問期間

令和5年7月10日(月)10時から令和5年7月11日(火)17時まで

(2) 質問方法

様式2「質問票」に質問事項を記入し、次に記載のメールアドレスへ送付してください。メール件名に「【質問票】スポーツを通じた被災地交流事業(岩手県企画)催行等業務委託」と記載してください。

電子メール：keiyaku\_hisaichikouryu@section.metro.tokyo.jp

(3) 回答方法

メールにて、参加者全員に回答を公表します。

なお、参加者全員から質問がない場合は回答しませんので、予めご了承ください。

(4) 回答日

令和5年7月13日(木) (予定)

7 入札締切日時(予定)

令和5年7月18日(火)17時(予定)

8 開札予定日時

令和5年7月19日(水)11時頃

9 その他

- (1) 東京都の物品買入れ等競争入札等参加者心得を承諾の上、希望票を提出してください。
- (2) 組合及びその構成員が同一の案件を希望することはできません。
- (3) 一括再委託を予定する組合は、希望票提出の際に事業協同組合一括再委託取扱基準

に基づき、一括再委託業者調書の提出が必要となります。審査対象事業者審査方式で登録した組合が落札した場合は、組合員に一括再委託しなければなりません。

- (4) 契約方法は希望制指名競争入札です。指名業者の選定については、希望申請要件該当性などから、スポーツを通じた被災地交流事業実行委員会業者等選定委員会において決定します。
- (5) 指名等通知は、令和5年7月7日（金）に行う予定です。なお、希望申請届の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。
- (6) 仕様書等に関する問合せは、指名等通知後に行うことができます（「6 質問等」を参照）。問合せ結果を踏まえ、指名等通知後に参加を辞退することが可能です。入札書の提出（メールでの対応予定）期限は令和5年7月18日（火）17時を予定しております。詳しくは、指名等通知時にご連絡します。
- (7) 参加を辞退する場合は、様式3「辞退届」を令和5年7月18日（火）17時（予定）までに提出してください。
- (8) 契約方法は、地方自治法施行令第167条第3号に準拠します。
- (9) 契約書等は、東京都契約事務規則第36条の規定により契約書を作成します。契約書は所定の様式によります。

#### 10 問合せ・書類提出先

スポーツを通じた被災地交流事業実行委員会事務局

（東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部スポーツ課内）

住所：〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話：03-5320-7714

電子メール：keiyaku\_hisaichikouryu@section.metro.tokyo.jp